

雇用条件及び雇用契約証明

運転者氏名

上記の者は、当社タクシー運転者として選任（選任予定）し、次の条件で雇用している（雇用する予定）者に相違ありません。

1. 雇用条件

下記 1、2、3、4、5に該当する者ではない。

- 1、日日雇い入れられる者
- 2、二月以内の期間を決めて使用される者
- 3、試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- 4、十四日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸し、その他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者
- 5、法令、安全、接遇、地理等について雇い入れられた後、指導を受けていない者

令和 年 月 日

事業者住所

名 称

代 表 者 名